

令和8年度前期技能検定（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の規定により、次のとおり令和8年度前期技能検定を実施する。

令和8年3月2日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 実施する等級別検定職種

次の表に掲げるとおりとする。

等級	検定職種	学科試験のうち、受検者が選択する科目	実技試験のうち、受検者が選択する科目
1級 及び 2級	園芸装飾		
	造園		
	機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法及び研削盤加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業及び円筒研削盤作業
	非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法	数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業
	鉄工	製缶作業法及び構造物鉄工作業法	製缶作業及び構造物鉄工作業
	建築板金	内外装板金施工法及びダクト板金施工法	内外装板金作業及びダクト板金作業
	仕上げ	治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
	電子機器組立て		
	電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
	光学機器製造	光学ガラス研磨法	光学ガラス研磨作業
	建設機械整備		
	婦人子供服製造	婦人子供注文服製作法	婦人子供注文服製作作業
	家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
	建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業

	印刷		
	プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
	強化プラスチック成形	積層成形法	手積み積層成形作業
	石材施工	石張り施工法及び石積み 施工法	石張り作業及び石積み作 業
	とび		
	左官		
	築炉		
	ブロック建築		
	タイル張り		
	畳製作		
	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水 施工法、アクリルゴム系 塗膜防水施工法、シーリ ング防水施工法、改質ア スファルトシート常温粘 着工法防水施工法及びF R P防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水 工事作業、アクリルゴム 系塗膜防水工事作業、シ ーリング防水工事作業、 改質アスファルトシート 常温粘着工法防水工事作 業及びF R P防水工事作 業
	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ 施工法、鋼製下地施工法、 ボード仕上げ施工法及び 化粧フィルム施工法	プラスチック系床仕上げ 工事作業、鋼製下地工事 作業、ボード仕上げ工事 作業及び化粧フィルム工 事作業
	熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
	サッシ施工		
	化学分析		
	表装	壁装施工法	壁装作業
	塗装	建築塗装法及び金属塗装 法	建築塗装作業及び金属塗 装作業
	フラワー装飾		
3級	園芸装飾		
	造園		
	機械加工	旋盤加工法、フライス盤 加工法及びマシニングセ	普通旋盤作業、数値制御 旋盤作業、フライス盤作

		ンタ加工法	業及びマシニングセンタ 作業
	仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
	機械検査		
	電子機器組立て		
	シーケンス制御		
	建築大工		
	とび		
	左官		
	フラワー装飾		
単 一 等 級	路面標示施工	溶融ペイントハンドマー カー施工法	溶融ペイントハンドマー カー工事作業
	塗料調色		

2 試験の方法

実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

1級、2級、3級及び単一等級の手数料は、18,200円とする。

ただし、次の(ア)から(オ)までに該当する者の手数料は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 実技試験の3級を受けようとする者（在職中の者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。）に限る。）であって当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において23歳に達していない者（(ウ)に該当する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る手数料は、9,200円とする。

(イ) 実技試験の3級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若

しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。)に係る手数料は、12,100円とする。

(ウ) 前号に規定する在校生であって、当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において23歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に係る手数料は、3,100円とする。

(エ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において23歳に達していない者((ア)及び前号に該当する者並びに出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に係る手数料は、13,700円とする。

(オ) 実技試験の2級を受けようとする在校生((イ)に規定する在校生をいう。)であって、当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において23歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に係る手数料は、9,200円とする。

イ 実施期日

令和8年6月10日(水)から令和8年9月25日(金)までの間で大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

ウ 実施場所

大分県職業能力開発協会が通知する場所とする。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和8年6月3日(水)に、大分県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料

手数料は、3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。

ただし、「1 実施する等級別検定職種」の表において、選択科目を掲げるものにあつては、当該選択科目に係る学科試験に限る。

検定職種	実施期日
<3級> 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官及びフラワー装飾	令和7年7月12日(日)
<1級及び2級>	令和7年8月23日(日)

造園、光学機器製造、プラスチック成形、と び、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及 び塗装	
< 1 級及び 2 級 > 機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械 整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、 印刷、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	令和 7 年 8 月 3 0 日 (日)
< 1 級及び 2 級 > 園芸装飾、非接触除去加工、建築板金、仕上 げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、 石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁 施工、表装及びフラワー装飾	令和 7 年 9 月 6 日 (日)
< 単一等級 > 路面標示施工及び塗料調色	

ウ 実施場所

大分県職業能力開発協会が通知する場所とする。

4 受検申請の手続き

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書類

(2) 提出先

大分市大字下宗方字古川 1 0 3 5 番地 1 大分県職業能力開発協会

(電話 0 9 7 - 5 4 2 - 3 6 5 1)

(3) 受付期間

令和 8 年 4 月 6 日 (月) から同月 1 7 日 (金) まで。ただし、郵送による申請は、同日
までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会で作成する。

イ 申請書を郵送する場合は、簡易書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在
中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、大分県職業能力開発協会が指定する口座に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、3級職種については令和8年8月28日（金）に、1級、2級及び単一等級職種については同年10月2日（金）に、造園職種（1級及び2級）については、同年10月9日（金）に大分県のホームページに登載し、本人宛て書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、3級職種については令和8年8月28日（金）に、1級、2級及び単一等級職種については同年10月2日（金）に、造園職種（1級及び2級のみ）については、同年10月9日（金）に本人宛て書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

ア 技能検定合格証書

1級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の合格者には、大分県知事から交付する。

イ 技能士章

1級の合格者には1級技能士章、単一等級の合格者には単一等級技能士章、2級の合格者には2級技能士章、3級の合格者には3級技能士章が、それぞれ厚生労働大臣から交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、大分県商工観光労働部産業人材政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。